

## 利用者負担額

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額の1割（利用者負担）をお支払いいただきます。

所要時間	身体介護を伴う (昼間)	身体介護を伴わない (昼間)
30分未満	2,300円	800円
30分以上1時間未満	4,000円	1,500円
1時間以上1時間30分未満	5,800円	2,250円
1時間30分以上2時間未満	6,550円	2,950円
2時間以上2時間30分未満	7,300円	3,650円
2時間30分以上3時間未満	8,050円	4,350円
3時間以上30分増すごとに	8,050円+ (700円)	4,350円+ (700円)

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時
加算割引	25%増し	25%増し

※ 利用者の体調等の理由で移動支援計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

## サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）
- ② 移動支援においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費、施設入場料などが必

要な場合、その実費を負担していただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

[利用者負担に関する月額上限]

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上減額	
		障がい者	障がい児
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般	市町村民税所得割16万円未満	9,300円	
一般	市町村民税所得割28万円未満		4,600円
その他	市町村民税所得割28万円以上	37,200円	37,200円

#### 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1,000円

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービス